

平成30年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成30年5月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後4時5分開会 午後4時25分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 18名
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・宿谷 昌一 | 3番・川上 和幸 | 4番・山口 喜松 | 5番・一宮 敏昭 |
| 6番・鹿野 直子 | 7番・松木 一幸 | 8番・笹田 文彦 | 9番・清水 利秋 |
| 10番・高倉 伸淳 | 11番・石尾 卓也 | 12番・滝川 岳雪 | 13番・宮嶋 睦子 |
| 14番・平 克洋 | 15番・吉田 清 | 16番・波能 隆 | 17番・柿木 和恵 |
| 18番・鈴木 剛 | 19番・幅崎 勝良 | | |
- 5 欠席委員 2番・鷺尾 勲
- 6 会議出席
事務局職員 津村 事務局 長 三浦 農地係 長 井上 農地係 主査
清原 農地係 主査 長根 農地係 主任 石山 農地係 主任
荒 農地係 主任 武田 農地係 主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録
署名委員 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松
- 9 議事内容
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 現地目証明願について
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (6) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (7) 報告第4号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長）事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、2番鷺尾委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 3番川上委員、4番山口委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査）事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、永山地区で3件、東旭川地区で3件の計6件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番及び2番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件です。
- 番号3番につきましては、譲渡人が所有農地全地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件です。
- 番号4番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件です。
- 番号5番につきましては、譲渡人が老齢・稼働力不足のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件です。
- 番号6番につきましては、譲渡人が相続した所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
- 番号1番から3番について補足説明します。
- 事務局から説明のあったとおり番号1番及び2番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡する案件であり、また、番号3番につきましては、譲渡人が所有農地全地を譲受人に譲渡し、譲受人

が経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
番号4番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。
- 委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。
番号5番につきまして補足説明します。番号5番につきましては、譲渡人が老齢・稼働力不足のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。
- 委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。
番号6番につきまして補足説明します。番号6番につきましては、譲渡人が相続した所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番から6番までについて、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転につきましては、東旭川地区の1件でございます。
賃借権等設定につきましては、78件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が20件、永山地区が2件、江神地区が7件、西神楽地区が3件、東旭川地区が46件となっております。
集積面積は、約189haでございます。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
賃借権設定の番号4番の案件につきましては、山口委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（山口 喜松） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
賃借権等設定の番号4番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
4番の案件につきましては、借主が農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号4番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号4番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（山口 喜松） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 山口委員が関係する案件について決定をいたしました。
続きまして、賃借権等設定の番号75番及び76番の案件につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（鹿野 直子） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
賃借権等設定の番号75番及び76番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
賃借権設定の番号75番及び76番の案件につきましては、借主が農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号75番及び76番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号75番及び76番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（鹿野 直子） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 鹿野委員が関係する案件につきまして決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転の1件につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
議事参与制限の3件を除いた賃借権等設定75件の内訳につきましては、新規賃借権設定案件が12件、賃借権の期間更新案件が36件、借主変更案件が27件となっております。
この75件の計画につきましても、先ほど御審議いただいた3件の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
所有権移転の番号1番について説明いたします。
1番につきましては、譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番、並びに賃借権等設定番号1番から3番まで、5番から74番まで、77番及び78番について審議願ひます。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号異議なしと認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願ひについて」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「現地目証明願ひについて」御説明いたします。
東鷹栖地区で2件、永山地区で1件、江神地区で2件、東旭川地区で6件、合計11件の願ひ出があり、願ひ出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。
現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
1番と2番について補足説明します。
1番の土地については、従前から宅地の一部であり、2番の土地についても、住宅1棟が建っていましたので、農採地以外と判断いたしました。よろしくお願ひします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
3番について補足説明します。
3番の土地については、従前から宅地の一部となっていたものと納屋1棟が建っており、農採地以外と判断しました。よろしくお願ひします。
- 委員（清水 利秋） はい、9番清水です。
4番、5番について説明いたします。
4番の内1筆の土地につきましては、従前から住宅1棟、車庫1棟、物置1棟がありましたので、農採地以外と判断しました。ほか2筆の土地につきましては、従前から田として利用されていたので、農地と判断しました。
5番の土地につきましては、従前から住宅1棟及び物置2棟がありましたので、農採地以外と判断しました。よろしくお願ひいたします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
6番、7番、8番、10番について補足説明します。

これらの土地は、いずれも従前から雑種地となっていた土地でありましたことから、農採地以外と判断しましたのでよろしくお願ひします。

○委員（笹田 文彦） はい、8番笹田です。
9番について補足説明します。
この土地は、従前から雑種地となっていた土地であり、農採地以外と判断しましたのでよろしくお願ひします。

○委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。
11番について補足説明します。
議案の利用状況のとおり4筆の土地は、従前から雑種地となっていた土地であり、1筆については山林化していましたことから、農採地以外と判断しましたのでよろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第3号について審議願ひます。御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号異議なしと認め、証明することに決定をいたします。

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東鷹栖地区で2件、東旭川地区で4件、合計6件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。
日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で4件、永山地区で3件、東旭川地区で18件、合計25件あり、こちらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第6報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局

から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第6報告第3号「農地所有適格法人の報告について」御説明いたします。

本件について報告書の提出があった法人は、1番から8番までの8法人です。

これらの法人について別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認しました。

また、資料末尾にお示しした6法人について、期限までに報告書の提出がなかったため、5月2日付けで督促の通知を送りました。

このうち、1番の法人については、その後、報告書が提出されましたので、現在要件を確認しているところです。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。
-

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第4号「あっせん候補者の登録について」ですがこれにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので、報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（清原 主査） 事務局。

日程第7報告第4号「あっせん候補者の登録について」は、東旭川地区で1件の申出があり、議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。
-

○議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。

これもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を閉会いたします。